



軽自動車税(種別割)・自動車税(種別割)の納期限は6月2日です

軽自動車税(種別割)と自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在(※)で登録されている車両の所有者に課税されます。5月中旬に送付される納税通知書により、納期限内に納めてください。

※4月1日現在とは、軽自動車税(種別割)は1日午後5時15分、自動車税(種別割)は1日午前0時をさします

納期限 6月2日(月)

納税場所 軽自動車税(種別割)・自動車税(種別割)納税通知書の裏面を確認してください。

他口座振替納税を利用する場合、6月2日が振替日です。預金残高を必ず確認してください。これから申込む場合、令和8年度の納税からの利用となります。

軽自動車税(種別割)の納税証明書(車検用)について

口座振替で納めた場合

口座振替で納税した人には、6月中旬に納税証明書(車検用)を郵送します。6月上旬に納税証明書(車検用)を申請する人は、納税の確認が必要なため、申請時に軽自動車税(種別割)の引き落とし額を記載した「通帳」をお持ちください。

スマートフォンアプリで納めた場合

スマートフォンアプリで納税した人には、納期内納付した場合のみ6月下旬に納税証明書(車検用)を郵送します(6月2日納期限分に限る)。

6月中旬に納税証明書(車検用)が必要な場合、5月に送付される納税証明書(車検用)付き納税通知書

で現金納付してください。

※6月中に発送の納税証明書(車検用)は、車検が必要ない車両には郵送しません

※初度検査年月が平成24年3月以前の車両は重課となり、税額が上がっています。車検証の「初度検査年月」欄をご確認ください

問

軽自動車税(種別割)

困税務課諸税証明係

(☎内線1063)

困住民福祉課税務保険係

(☎内線2122)

自動車税(種別割)

群馬県自動車税事務所

(☎027-263-4343)

高崎行政県税事務所

(☎027-322-6297)



身体障害者等に対する軽自動車税(種別割)の減免について

身体障害者手帳など(※)を4月1日時点でお持ちで、障害の程度、自動車の所有者・運転者などが一定の条件を満たす場合、申請により軽自動車税(種別割)が減免になる場合があります。詳しくは市HPか下記にお問い合わせください。

※身体障害者手帳などとは、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳(「A」判定)または精神障害者保健福祉手帳(「1級」判定かつ「自立支援医療受給者証」)を

いいます

申請期限 6月2日(月)

手続時に必要なもの

・減免申請書(お持ちの人)、身体障害者手帳など(精神障害の人は自立支援医療受給者証も必要です)、運転する人の運転免許証、対象車両の車検証、納税通知書、申請者のマイナンバーカード(もしくはマイナンバー通知カードと本人確認書類)

※減免を受けられる車両は1人の

障害者につき1台です。自動車税(種別割)(普通自動車)の減免を受けている人は軽自動車税(種別割)の減免は受けられません。自動車税(種別割)(普通自動車)については群馬県自動車税事務所(☎027-263-4343)にお問い合わせください

申請場所・問

困税務課諸税証明係

(☎内線1063)

困住民福祉課税務保険係

(☎内線2122)



インフォメーション カレンダー

日にち	時 間	内 容	場 所
5/26(月)	13:30～	第6回農業委員会総会	困201会議室
6/ 6(金)	9:30～	第2回安中市議会定例会開会(予定)	困議場
6/11(水)	9:00～	第2回安中市議会定例会総務文教常任委員会(予定)	困委員会室
6/12(木)	9:00～	第2回安中市議会定例会福祉民生常任委員会(予定)	困委員会室
6/13(金)	9:00～	第2回安中市議会定例会経済建設常任委員会(予定)	困委員会室